

令和3年度

児童クラブの入会手続きについて

長門市 市民福祉部 子育て支援課

1 児童クラブについて

(1) 目的・活動内容

放課後等昼間家庭に保護者のいないことが常態にある小学校に在学する児童の保護、育成に資するため、豊かな心身を養い児童の健やかな育成を図ることを目的とし、次に掲げる内容の活動を実施します。

- 遊びを通じた児童の育成及び指導に係る活動
- レクリエーション、文化活動、体育活動等を通じた児童の育成及び指導に係る活動
- 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援活動
- その他、児童の健全育成上必要な活動

(2) 対象児童

保護者及び同居親族等が次に掲げる理由により、昼間家庭にいない児童。(小学校に就学している児童)

- ア 就労することを常態としていること。
- イ 保護者の疾病・障害
- ウ 同居親族の常時介護・看護
- エ 就業を目的とした職業訓練、就学
- オ 妊娠・出産
- カ 災害等の復旧活動

※同一敷地内に親族が同居する場合には、その親族も上記要件に該当する必要があります。

但し、65歳以上の親族については、「高齢により保育ができない」とみなすことができます。

(3) 実施期間・開所時間

平日の開所時間	13:00 ~ 19:00
土曜日・長期休暇等の開所時間	8:00 ~ 19:00 ※土曜日・長期休暇等は、昼食を持参していただきます。
閉所日	・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始(12月28日~1月3日まで) ・盆(8月13日~8月16日まで) ・その他クラブで定める日

(4) 入会及び退会

児童クラブでの保育を希望される保護者の方は、入会申込書に必要事項を記入のうえ、申込みください。申込書類を受付後、調整のうえ、決定又は却下通知書を保護者に通知します。

利用(入会)登録は、月単位となります。月単位で利用予定が無い場合は、前月の末日までに**休会届**を提出してください。休会期間中は、月額の利用者負担金は徴収しません。

また、入会中に住所などの変更が生じた場合は、速やかに**異動届**により報告してください。

退会される場合は、前月の末日までに**退会届**を提出してください。

(5) 入会の取り消しについて

次に該当する場合は、入会の決定を取り消す場合(保育の解除)があります。

- ・退会届の提出があった場合や保育の対象児童でなくなったと認められる場合
- ・利用者負担金の滞納が、納期限の日から2月を超えるとき

(6) 保護者負担金

負担金月額 **2,000円** (但し、生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は半額)

おやつ代月額 **1,000円** (但し、アレルギーがあり、おやつを持参される方は無料)

※長期休業期間の利用は開所日数による日割計算を行います。

※負担金の納付は原則、口座振替をお願いします。金融機関での振替手続きをお願いします。

(7) 保険加入

スポーツ安全保険に加入します。加入費用は長門市が負担します。

児童クラブ活動中の事故や児童クラブへの通所・帰宅中の事故が対象になります。

(8) 病気について

児童に持病（アレルギー等）がある場合は、前もってお知らせください。

急な発熱、腹痛などの場合は、保護者に緊急連絡しますので、お迎えに来てください。但し、けがなど緊急を要する場合は病院にて緊急処置をし、その後、保護者に連絡をさせていただくことがあります。

伝染性の疾病（インフルエンザ等）に罹患した児童については、感染拡大防止のため、医師が指示する期間、小学校と同様に**児童クラブも出席停止**となります。

また、小学校が学級（学年）閉鎖になった場合、対象学級(学年等)の児童は、出席停止となります。

なお、その場合、負担金の日割り計算はいたしませんのでご了承ください。

(9) 災害時等の処置について

- 災害時は、児童を安全な場所に避難させますので、保護者はできるだけ早めの迎えをお願いします。
- 台風、自然災害等により小学校が臨時休業となった場合、児童クラブも同様に臨時休業となります。
- 事件等が発生した場合は、保護者の緊急連絡先に連絡して対応していただきます。

(10) 保護者の方へのお願い

- ① 児童クラブは学習塾やスポーツクラブではありません。 遊びの時間や宿題の時間を設けていますが、学校や学習塾のように勉強を教える場所ではないことをご理解ください。
- ② 学校を欠席又は早退により児童クラブを休む場合は、必ず連絡してください。
連絡は児童クラブに直接お願いします。学校を通じての連絡はできません。
支援員が不在の時は、**留守番電話**をご利用ください。学年、児童名及び用件をいれてください。
- ③ 塾や習い事等で児童クラブを利用しない日がある場合は、事前に児童クラブへ連絡してください。
(児童のみで退所する場合は同意書を提出してください。)
- ④ 児童が病気等で体調が悪いときは、無理して児童クラブに来ることがないように配慮してください。
- ⑤ 児童の帰宅は保護者の迎えが原則です。勤務条件等の事情により時間内の迎えが難しい方は、同意書を提出していただくことにより、例外的に児童のみでの退所を認めます。
- ⑥ **迎えの時間は厳守**してください。(児童クラブ開所時間は19時まで) 特に、1年生は学校での新生活に慣れるまでは不安感も強くなるため、できる限り早い迎えをお願いします。
- ⑦ 迎えが開所時間を過ぎる場合は、**ファミリーサポートセンター**を利用してください。
利用するには登録が必要です。社会福祉協議会内の事務局（23-1610）に問合せください。
※児童クラブ支援員も援助会員として登録していますので、安心して利用してください。
- ⑧ ハンカチ、ティッシュは毎日持たせてください。貴重品は持たせないようにしてください。
- ⑨ 持ち物には、全て**名前を記入**してください。
- ⑩ 児童クラブは異なる学年の集まりです。皆が仲良くなり、早く児童クラブに慣れることを願います。
最初は慣れないことばかりですので、お子さんの状態をよく聞いてあげてください。
気になることがあれば、些細なことでも支援員に相談してください。

2 入会手続きについて

(1) 入会申込書受付期間

当初（4月1日）からの入会	令和2年 11月2日 （月）～令和2年 12月4日 （金）
随時（4月2日以降）の入会	入会を希望する日（各月初日）の1ヶ月までに申込み

※但し、利用定員により入会できない場合があります。

(2) 入会申込書の記載について

- 連絡先は、「第1」から「第3」まで**全ての欄**に記載してください。
- 「家族の状況」の欄は、入会児童と同居している**世帯員全員**について記入してください。
- 障害等で、保育上、配慮を要する場合は「児童の状態」の欄に詳しく記入してください。
また、療育手帳、障害者手帳等をお持ちの場合は写しの提出もお願いします。
- 2人以上の児童の入会を希望される場合は、それぞれの児童について入会申込書を提出してください。

(3) 入会申込に必要な書類

児童クラブ入会申込書に下記の書類を添えて提出してください。

○入会の理由となる**証明書（就労証明書等）**

入会要件に該当するか確認のため、**世帯全員分**の保育の必要性確認書（就労証明書）が必要です。

就労が年度当初になる予定など、就労証明書の提出が遅れる場合は『遅延申立書』を提出してください。

就労証明書が発行可能になりましたら速やかに提出してください。

※65歳以上の方は、就労証明書等の提出の必要はありません。

○個人情報に関する**同意書**

児童を安全・安心にお預かりするために、個人情報に関する同意書の提出をお願いします。

(4) 留意事項・その他

- 利用定員を超える入会希望があった場合は、優先順位による選考を行います。

優先順位	低学年児童
↑ 高い	ひとり親世帯の児童
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持児童
↓ 低い	保護者の月平均勤務日数が多い児童
	保護者の帰宅時間の遅い児童
	同一校区内に親族（祖父母）が居住していない児童

3 施設一覧

児童クラブ名称	定員	児童クラブ所在地（連絡先）	市役所担当課（入会申込先）
深川児童クラブ	100人	深川小敷地内（22-2480、22-7665）	子育て支援課（23-1164）
仙崎児童クラブ	70人	仙崎小敷地内（26-2215、26-2217）	子育て支援課（23-1164）
三隅児童クラブ	70人	明倫小校舎内（43-0065）	三隅支所 地域窓口班（43-0221）
日置児童クラブ	25人	日置小校舎内（37-2112）	日置支所 地域窓口班（37-2193）
油谷児童クラブ	35人	わいわい子どもセンター（32-1137）	油谷保健福祉センター（33-3021）

※詳細や不明な点は、担当課にお問い合わせください。小学校学校へのお問い合わせはご遠慮ください。